

東アジア植物品種保護フォーラムの設置

1 目 的

(1) 相互理解

各国の制度及び制度を取りまく状況の認識、制度運営上の経験の共有

(2) 協力促進

制度運営能力の向上、審査・登録業務の合理化、適切な権利行使について、各国間の協力を促進

(3) 制度整備・調和

各国制度の整備・調和を段階的に促進。

将来的に地域全体の統合されたシステムの構築、UPOV体制への参加を目指す

2 内 容

(1) 全体会合

① 原則

- ・ 東アジア地域の植物品種保護制度の発展のため、相互理解を促進し、各国の実情を踏まえた共通認識を醸成
- ・ 各国の情報交換、意見交換を進め、参加国の自発的取り組みとして、地域間（二国間を含む）の共同作業としての具体的な協力を促進

② 開催の枠組み : 定期・継続的な会合とし、2008年以降、年1回各国持ち回りで開催する。

③ 参集範囲 : ASEAN+3

④ 参加者のレベル : 政府及び植物品種保護機関関係者のうち、政策決定に一定程度の責任を有する者

(2) 作業部会

全体会合で合意された協力活動を具体化するために必要な場合には、個別のテーマ毎に作業部会を設置し、実務者、専門家による検討を行う。

(3) 協力活動のイメージ

- ① 各国の得意分野を活かした制度運営能力の向上に対する協力
- ② 審査・登録業務の大幅な合理化に向けた各国の協調・協力
- ③ 適切な権利行使のための各国協調した取り組み
- ④ その他

こうした活動により、将来的に東アジア全域での以下のような体制を目指す

- ◆ UPOV制度の下での地域全体の調和
- ◆ 地域全体の制度運営能力をハイレベルに維持
- ◆ 地域全体の権利行使強化

3 スケジュール

(これまでの実績)

19年

10月28日

～11月4日

アセアン+3農業大臣会合（AMAF+3）（タイ）

→ 日本政府として、「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を正式に提唱した。

大臣等アジア各国ご訪問の際適宜ご発言

(今後の予定)

20年

～2月頃

各国の合意を取り付け

（アジア地域技術会合、JICA研修、専門家の派遣、日韓審査協力の推進等、既存の活動や日本独自の取り組みとしてすぐにでも開始できる活動は順次実施）

7月23～25日

第1回「東アジア植物品種保護フォーラム会合」開催（東京）

8月～

会合で合意された活動について、順次具体化

(関連する協力活動)

8月頃

制度運営能力向上のための受入研修の開催（つくば）

11月頃

審査合理化のための技術会合開催（インドネシア）
APEC植物品種保護セミナー（同）

東アジア植物品種保護フォーラムの設置

目標

アジア域内の農林水産業・食品産業の交流の一層の拡大による共通利益の追求

(WIN-WINの関係を構築)

知財保護に基づく

- ・各国における新品種育成の振興
- ・海外からの新品種の導入促進
- ・新品種に関する権利侵害リスクの小さい、安心な輸出入の促進
- ・知財を活かした種苗産業の多様なビジネス展開

前提となる条件整備

東アジア全域における農林水産分野の知財の共通基盤の構築・基盤上での協同の取り組みが必要

実現に向けた道すじ

「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置

- ・ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定(各国で持ち回り開催)※2008年7月第1回会合開催
- 植物品種保護の重要性の認識、制度の国際的調和、互惠協力・支援の可能性について合意形成



フォーラムに基づく多様な協力活動を展開

①植物品種保護に関する制度・運営能力の向上

- ・ワークショップの開催
- ・人材育成・能力向上のため、各国機関への派遣
- ・日本等における集中研修プログラムの実施

②審査・登録の共通化

- ・出願様式の統一・栽培試験方法の調和
- ・栽培試験結果データの交換
- ・品種登録情報(データベース)の共有

③権利行使のための取組

- ・侵害事例に関する情報交換
- ・品種識別のためのDNA分析技術の協力

④協力活動の常時支援

- ・持ち回り開催国による事務局
- ・ホームページの開設等

・世界レベルの品種保護システム(UPOV)に適合した調和

・将来のアジアの知財共通システムの構築を模索